

八月の納税  
固定資産税  
第三期分  
八月三十一日まで

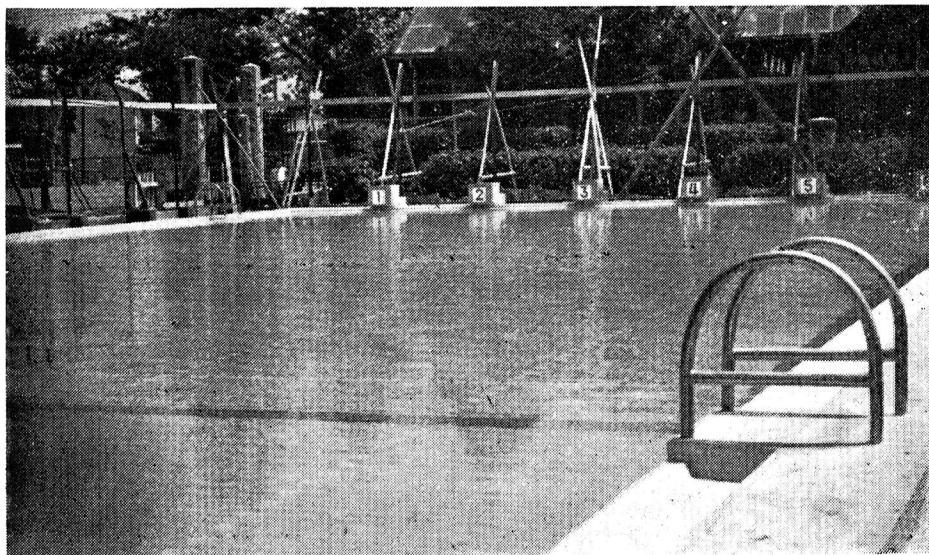
# 福 生 町 広 報

発行所 福生町役場

発行兼 福生町役場  
編集人 総務課

印刷所 昭和印刷KK

昭和 35 年 8 月 1 日 第 9 号



## 小学校のプールが完成

水のシーズンを迎えて完成を急がれていた第一小学校と第二小学校のプールが完成いたしました。これは、昨年P.T.Aなどから請願が出されていたもので、これからは体育の一環として先生の指導のもとに遊泳が行われるので、児童の保健とともに多摩川での水遊びの危険が少なくなり、父兄から大へん喜ばれております。プールの大きさは長さ25メートル、巾11.5メートル、深さ1.2メートルで6コースをとっております。

8月の

広報こよみ

▽旅の新生活運動(一日―七日) 業ではない暑中の旅行を快適にするため、新生活運動協会は国鉄と協力して乗客へ乗車エチケットを呼びかける。

▽電気安全旬間(一日―十日) 夏は感電の事故が多いので、日本電気協会では全国的に電気事故防止の啓発を行なう。

▽港則法施行旬間(八九月中適宜) 混雑する港内の安全を図るため、海上保安庁では注意の散漫になりがちなるこの時期に港則法の励行を強く訴える。

▽原水爆禁止世界大会(二日―九日・東京) 原水爆禁止運動に便乗して一部に政治的な動きも見られるので、純粋なヒューマニズムの立場を忘れぬよう注意を喚起する必要がある。

▽海外移住促進週間(六日―十二日) 日本海外協会の主催で海外移住への関心を高めるため促進大会や移住相談などの行事が行なわれる。

▽終戦記念日(十五日) 歴史上の回廊点に立つこの日を迎え、現代日本への考察を通して建設の意欲を高める必要がある。

▽秋季草の週間(二十八日―九月三日)  
▽自然に親しむ運動(七月二十一日―八月二十日)

▽道路を守る月間(七月十日―八月九日)  
▽台風による海難防止運動(七月―十月)

▽その他のキャンペーンとして「夏の性犯罪防止」(警察庁)、「夏休みの子供の指導」(文部省)、「水防態勢の強化」(建設省)、「日本脳炎の警戒」(厚生省)などがある。

# 議会報告

## 排水路建設 補助道改修

第二回定例町議  
会は六月二十八日  
午後一時より開会  
され、つぎの七議  
案を可決し、請願書一件を委  
員会に付託審議することとし  
た。

◆契約締結同意方について  
永田地区など上水道の配水  
管拡張工事にもなる資材の  
購入契約五件と、総額三十三  
万、八八五円を承認した。

◆契約締結同意方について  
第一小学校及び第二小学校  
のプール建設工事の請負契約  
について同意を与へた。

◆第一小学校プール建設工事  
金額 一九五万円也  
請負者 福生建設工業KK  
第二小学校プール建設工事  
金額 二二九万円也  
請負者 尾島建設有限公司也

◆町有財産処分について  
第二小学校プールの建設敷  
地とするために老朽となつた  
教員住宅を取こわすもので、  
原案どおり承認された。

◆河川改修工事について  
これは降雨期における排水  
を完全に行うための排水路の  
建設で、青梅橋よりの川ま  
で、延長一七五米に直径一米  
五〇のヒュウム管を埋設しよ  
うとするものです。

◆補助道改修工事について

## など八件を議決 監査委員に田村祐一氏(第二回)

つぎの補助道の路面舗装工  
事を行うこととした。  
一、補助道三号線舗装工事  
延長八五〇米、市員五米  
二、補助道五号線改修工事  
延長八五〇米、市員五米  
◆町営住宅建設について  
本年度町営住宅二〇戸の建  
設を決定した。平均建坪は  
一〇・五坪となつてゐる。

◆消防団員等の災害  
賠償金に付託された。  
武陽ガス株式会社より固定  
資産税の免除などについて請  
願書が出されていたが、関係  
の委員会に付託された。

◆監査委員の選任について

監査委員に田村祐一氏(第二回)



## 大沢選手ローマへ

すでに、前号でお知らせいたしましたが、片倉自動車株式会社に勤務する大沢鉄男君は、ローマオリンピック日本代表として八月五日立つて八月二日に同選手の仕事会が西多摩自治会館で盛大に行われ、先づ、福生駅前まで行進し、駅前で町民多数の歓送をうけ、色のテーブル紙ぶきの中をローマでの活躍を期して出発した。

総務委員長就任にともなつて辞表を提出した渡井監査委員の後任として田村祐一氏が監査委員に選任し全員一致で承認した。

七ツ写真コンクール  
九七〇点が応募  
七ツまつり写真コンクールの募集は七月三十一日で切られ、一般の部七二四点、カライの部二四六点が応募。このなかから審査の結果により推せん一点をはじめ八四点が入選する。

町では今年の町制施行二十周年を記念して町章を募集することにりました。町章は町の特殊性を表はし、将来都市として飛躍的發展を象徴するものいもので、つぎの要領で募集いたします。

一、規格  
(1)応募図案の大きさは直径七厘以内とし良質の紙を用ひること  
(2)読み方は「ふつさ」とする  
(3)色は黒と白の二色とする  
(4)図案の下段に作品の説明を、裏面に応募

者(採用)一点 賞金一万円  
二席 賞金三千元  
三席 賞金二千元  
(1)昭和三十五年十月一日の町制施行二十周年記念式  
(2)応募図案は返戻しない。  
(3)入選作品の版権は福生町に帰する。

## 助役に篠崎氏を選任

### 第七回臨時議会

第七回臨時議会は七月十九日に開かれ、町立保育園の建設、農業委員会などの推せん五議案を議決し、請願書一件を委員会付託とした。

◆契約締結同意方について  
第四水源の導水管理設に関する資材二八万円の購入契約について同意を与へた。

◆町立保育園建設について  
本町第八町会の児童公園内に(六六坪四)の町立保育園を建設することに決定した。

◆農業委員会委員の推せんについて  
農業委員会委員としてつぎのものが推せんされた。

◆助役選任について  
川窪現助役のほかには篠崎俊夫氏(66)が助役たることになりました。同氏は前世田谷区収入役を二期つとめ、六月に任期満了になつてゐた。住所世田谷区野沢二四四

七ツコングールの審査の結果つぎのとおり受賞された。

推薦者 つるや化粧品店  
特選一席 中野生花店  
二席 光野洋服店  
三席 仁堂  
特選二席 タケヤマ洋品店  
一新堂薬品店  
みもの食品店

野村酒店外四店舗  
堀田晴信堂薬局外  
二十九店舗

七ツコングール  
入賞者



# 解説

**国民年金とは**  
 私たちが年をとつたり、思いがけない事故によつて、ひどいけがをしたり、あるいは働き手の夫をなくしたりした時、苦しいおもいをせずに、生活を送るようによしようという考えでつくられたのが国民年金です。  
**必ず加入しなければならぬ人**  
 国民年金に加入する人は20才から60才までの日本国民となつていますが、とくに昭和36年4月1日からはじまる関係で、この日に満20才以上満49才以下の日本国民は必ず加入しなければなりません。  
 商店や農家のご主人はもちろん、奥さんも息子さんも娘さんも、それぞれ自分の年金として加入するのです。

**加入できない人**  
 それはいま、で恩給や厚生年金保険から老令、障害の給付を受けていたり、うけることのできる人たちです。それから昭和36年4月1日で満55才以上の人たちは、年令の関係で保険料をおさめる期間が足りませんので、昨年11月から実施されております福祉年金の対しよう者として、この制度には加入できません。50才以上54才以下の人はどうなるのか  
 この人たちは年令と保険料をおさめる期間とを考へて、本人が希望する場合には加入することができます。  
 そのほか  
 ひるまの学校にかよつている学生、遺族年金をうけている人、それから加入することのできない人の配偶者(たとえば奥さん)といつたような人たちも、やはり、本人の希望により自由に入ることができます。

## 私たちの国民年金

**訂正**  
 第八号でお知らせしました「国民年金」のうち、加入の届出が「十二月一日」からとなつておりますのは、「十月一日」からの誤りでありますから訂正いたします。

<b>老令年金</b>		65才になつたときから保険料をおさめた期間におよ、して年額二二・〇〇〇円から四二・〇〇〇円がもらえます。 たとへば
年令	20才の人が保険料をおさめたとき	40年間おき 年毎42,000円
30才	30年間	30,000円
40才	20年間	18,000円
50才	10年間	14,000円(70才まで は19,600円)
<b>障害年金</b>		
不りよの出来事や災害はいつおこるかわかりません。目が見えなくなつたり、耳がきこえなくなつたり、片手や片足をなくしてしまつたり、耳がきこえなくなつたり、保険料をおさめた期間におよ、して年額二四・〇〇〇円から四二・〇〇〇円がもらえます。さらにそれよりも重いけがをした方(たとえば、両手と両足をなくした方)には六、〇〇〇円を加へた年金がもらえます。		
<b>給付の内容</b>		
保険料をおさめたい期間が	40年の人 42,000円 35年の人 36,000円 30年の人 30,000円 1年以上26年未満 24,000円	働いたとき 48,000円 42,000円 36,000円 30,000円
<b>母子年金</b>		
この年金をもらうには奥さんが国民年金に加入していることが必要で、奥さんが一定の保険料をおさめていなければなりません。ご主人をなくされて小な子供さんをかへたお母さんの苦勞は大変なことです。そんなときに保険料をおさめた期間におよ、して、年額一九・二〇〇円から二五・八〇〇円がもらえます。		
保険料をおさめたい期間が	40年の人 25,800円 35年の人 22,800円 30年の人 19,800円 1年以上30年未満 19,200円	さらに18才未満の子供が2人以上あるときは2人目の子から1人につき年額4,800円を加へます。

**遺児年金**  
 この年金をもらうにはご両親が国民年金に加入していることが必要で、一定の保険料をかけたご両親をなくした子供は、一才になるまで、保険料をかけた期間におよ、して年額七二・〇〇〇円から一〇、五〇〇円までもらえます。

**寡婦年金**  
 一定の保険料をおさめていて、六十五才になれば老令年金がもらえるご主人が六十五才未満でなくなつたときは、奥さんがご主人の年金をかかりにもらうことができます。この場合合ふことができたご主人と十年以上つれそつていて、かつ必要で、もらえる期間は奥さんが六十才になつたときから六十五才の間です。年金額はご主人がもらえるはずであつた老令年金の半額です。

**どうしお板**  
 心あた、まるお気持ち  
**貴重なお金**  
 六月の初頃とく名の御婦人から教育委員長宛次の封書がこまきました。  
 「突然お手紙等差上げました失礼いたします。こに同封致しましたお金は私の月給の一部です。こんな少ないお金では何の役にたつた、と存じます。私が長年考へて来た事がやつと実行にうつす事が出来たのです。それだけ自分にも余裕が出来たのです。生活の苦しさ故に学校へも行けずに居る人が数多いと思います。自分では行たくてもあきらめなければならぬこのつらさも経験した一人です。私がいつも考へてる事一人でも多く学ぶことが出来たらと、  
 兎角育英資金の一部に入れていたよかったですら幸に存じます」と金参百円をこえて、なんとありがたい、お気持ちです。紙上であつてお礼を申し上げます。  
 育英会も昭和三十三年九月創立足りました。現在十一名の諸君に育英資金を差上げております。育英基金もその後町会長と議会議員さん等の御厚志でだんだんと増額されつて、あります。尚町民各位の一段と御協力を願ひたいと存じます。  
 (橋本常任理事)